平成２７年（フ）第１５０１号
東京都府中市白糸台２丁目25－４
債務者　宇佐美尊久
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０２号
東京都府中市是政２丁目６－４－205
債務者　杉本　妙子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０３号
東京都渋谷区東３丁目18－８－301
債務者　杉浦　　亮
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０４号
東京都国分寺市高木町２丁目15－47－202
債務者　岸田　泰満（旧姓金）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０５号
千葉県松戸市小根本77－１－105
債務者　長門丈太郎
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０６号
東京都足立区古千谷本町２丁目１－25－502
債務者　松本　　蛍
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０７号
神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町67－２－B404
債務者　吾郷　早彩（旧姓木根）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０８号
東京都世田谷区松原６丁目42－５－402
債務者　木村　駿介
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５０９号
千葉県松戸市西馬橋５丁目183
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５１０号
東京都豊島区高松２丁目34－20
債務者　鈴木みのり（旧姓内川）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５１１号
埼玉県川口市大字安行慈林938－45
債務者　須藤　勝俊
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５１２号
千葉県船橋市前原東５丁目10－１　ミリアビタＮｏ．11－302
債務者　山外　美樹（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５８２号
東京都足立区足立３丁目17－３－201
債務者　濱　　康治
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５８７号
東京都江戸川区大杉１丁目19－２
債務者　竹内奈緒子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５９５号
東京都足立区東伊興３丁目10－29－102
債務者　柴沼　　勝
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部